

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、令和 6 年 5 月 1 4 日付けで提起のあった行政文書一部開示決定処分（令和 6 年 4 月 8 日付けお総第 1 0 号）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申（令和 6 年 8 月 2 3 日付け令和 6 年度 答申第 1 号。以下「答申書」という。）を受けて、次のとおり裁決します。

第 1 主文

本件審査請求に係る処分において不開示とした部分のうち、「取組目標等の一般的な内容」や「すでに公になっている内容」等の、公にしても町民等の間に混乱を生じさせるおそれがない部分を開示し、本件審査請求のその余の部分については棄却する。

第 2 事案の概要

- (1) 請求人は、令和 6 年 3 月 2 8 日付けで、おいらせ町長に対し、「副町長の事務引継書」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、本件対象文書がおいらせ町情報公開条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 8 号。以下「条例」という。）第 7 条第 6 号に該当するとして、令和 6 年 4 月 8 日付けお総第 1 0 号により、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 請求人は、本件処分を不服とし、令和 6 年 5 月 1 4 日付けで、審査庁であるおいらせ町長に対し、本件審査請求を行った。

第 3 審理関係人の主張の要旨

本件審査請求については、審査会に諮問しており、別添答申書における「2

審査関係人の主張の要旨」のとおりである。答申書における審査関係人の主張の要旨は妥当であると認め、補足すべき事項はない。

第4 理由

(1) 条例第7条第6号への該当性について

本件対象文書のうち、処分庁が条例第7条第6号に該当することを理由として不開示と決定した文書は、別添答申書における「4 審査会の判断の理由」(2)①のとおりであり、不開示として黒塗りした箇所のうち、「取組目標等の一般的な内容」や「すでに公になっている内容」も含まれており、すべてが条例第7条第6号に該当するとは認められず、公にしても町民等に混乱を生じさせるおそれがない部分は、開示すべきである。また、それ以外の部分についての不開示決定は妥当である。

(2) 結論

以上のとおり、本審査請求の一部については理由があることから行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

第5 付言

なお、答申書には付言として、不開示とすべき内容を含む一文の全てを黒塗りとする場合は、「おいらせ町長が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第34キ」に例示されているとおり、「不開示情報の部分を除くと、それ自体としては無意味な文字のみとなるため、部分開示はしない」等の理由を付して一文の全てを黒塗りするなど、開示請求者に配慮すべきであると言及されている。

令和6年10月17日

審査庁 おいらせ町長 成田 隆

(教示)

1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6

か月以内に、おいらせ町を被告として（訴訟においておいらせ町を代表する者は、おいらせ町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。